

「湖・山・海とともに自然と共生する快適な環境」をめざして 洞爺湖町一般廃棄物処理 基本計画策定

問合せ 環境課 ☎74 3006

一般廃棄物の適正な処理を行うためのものです。

今月号ではこの計画の概要をお知らせします。全文は町のホームページに掲載していますので、そちらをご覧ください。

【計画の目的】 今日のごみ問題は、豊かさや利便さを求めた生活様式の変化により、大量生産・大量消費・大量廃棄といった社会経済システムを構築し、その結果、循環型社会のバランスは崩れ、地球規模の問題を引き起こしています。みなさんの生活の中で日々排出されているごみを適正に排出することで、洞爺湖町の有する自然環境・景観を守ることを目的とし、洞爺湖町廃棄物の減量及び処理に関する条例第8条の規定に基づき策定するものです。

【対象地域】 洞爺湖町全域
【計画の期間】 平成24年度～平成33年度までの10年間（5年を目処に見直し）

【基本方針】 洞爺湖町まちづくり総合計画に掲げる、「自然と共生する快適環境のまちづくり」を実現するため、町民・事業者・行政が一体となつてごみの発生・

排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進に取組み、循環の保全と公衆衛生の向上を図り、

排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進に取組み、循環

型の廃棄物ゼロ社会をめざします。

【計画推進のための役割】 よりよい環境を守り、「快適な環境づくり」するためには、住民・事業者・町の協力が重要です。

・町民：町のリサイクル施策に積極的に協力し、自ら集団回収やフリーマーケットの開催などを行い、ごみの排出抑制と減量化に努める。

・事業者：自らごみの発生を抑制し、過剰包装の抑制や再生品の販売を心がけ、ごみの排出抑制と減量化に努める。

・町：各種施策の実施ごみの減量化・分別の徹底・不法投棄の監視。



【基本計画達成のための施策】

- ご** 西いぶり広域連合、関係市町との連携を密にし、適正な廃棄物処理を推進する。また洞爺湖町リサイクルセンター花美館の適正な管理及び運営を行います。
- み** 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画との連携を図りながら、分別収集、リサイクル、再資源化を推進し、循環型社会の構築に向けた3R運動の促進を図ります。
- 減** 廃棄物処理に係る業務に不具合が発生した場合は、速やかに改善を図り、必要に応じて計画の見直しを行います。
- ら** 北海道洞爺湖サミットの開催地として美しい町づくりを推進するとともに、洞爺湖町まちづくり総合計画及び環境基本計画との連携を図りながら、低年齢層から環境問題に関心を高めてもらうため環境
- そ** 不適正排出については、ごみの分別やごみの収集日などの排出ルールが完全に浸透していないことから、適正処理に向けた啓発を
- う** 不法投棄について、違法行為であることや環境の汚染につながることを啓発し、不法投棄防止に向けた活動や指導をさらに推進し

